

東日本大震災発生後、閣法として「東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案」が提出（平成23年5月）されたが、撤回され、改めて、議員立法として、衆議院東日本大震災復興特別委員長から「東日本大震災復興基本法」が提出され、可決・成立した（平成23年6月24日法律第76号）。

## 目的

- 東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とする。

## 基本理念

- 新たな地域社会の構築、21世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して実施
- 多様な国民の意見の反映（女性、子ども、障害者等）
- 国民一人一人の連帯・協力
- エネルギー制約等の課題解決に資する先導的施策
- 地域の安全・安心、経済再生、絆の維持、共生社会
- 原発被災地域の復興についての配慮

## 国等の責務

- 国は、東日本大震災復興基本方針を定める。
- 地方公共団体は、復興に必要な措置を講ずる。
- 国民は、被災者への支援その他の助け合いに努める。

## 基本的施策

- 国が講ずる措置の円滑かつ弾力的執行
- 歳出の削減、財投資金の活用等による復興資金の確保
- 復興債の発行、その償還の道筋の明確化
- 復興に係る国の資金の流れの透明化

## 復興状況の報告

- 政府は、復興庁が廃止されるまでの間毎年、国会に、東日本大震災からの復興の状況を報告  
（注）復興庁設置法の施行の際に追加

## 復興庁設置に関する基本方針

- 内閣に、期間を限って設置
- 復興に関する国の施策に関し、企画・立案・総合調整及び実施に係る事務をつかさどる
- 本部は復興庁設置の際に廃止、本部の機能は復興庁に引き継ぐ

※東日本大震災復興対策本部に関する規定は、復興庁設置法の施行に伴い削除